

議案第12号

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第35号）を次のように改正する。

別表第1の5の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」を「住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理」に改め、同表に次のように加える。

8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の1の項を次のように改める。

1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
------	---	---

別表第2の2の項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、「措置に関する情報」の次に「（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同表3の項中「又は知的障害者福祉法」を「、知的障害者福祉法」に改め、「。」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表4の項中「地方税関係情報」の

次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表5の項中「。) 又は」を「。)、」に改め、「助成に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表6の項中「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表7の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項の次に次のように加える。

7の2 市長	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
--------	--	----------------------

別表第2の8の項中「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表8の2の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表9の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項の次に次のように加える。

9の2 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
--------	---	----------------------

別表第2の10の項中「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表11の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表14の項及び15の項中「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表14

する情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表16の項中「又は佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報」を「、佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表17の項中「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表18の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表19の項中「障害者関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表19の2の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表19の3の項とし、同表19の項の次に次のように加える。

19の2 市長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第2の19の3の項の次に次のように加える。

19の4 市長	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の20の項中「又は医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表21の項及び22の項中「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表23の項中「又は」を

「、」に改め、「助成に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加える。

別表第3の6の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項を同表6の項とし、同表4の項中「(昭和33年法律第56号)」を削り、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

別表第3の7の項の次に次のように加える。

8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。